

「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策（案）」
に関する意見募集の結果について

I. 実施期間

2005年3月18日（金）～3月31日（木）

II. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集しました。

III. 提出された意見

合計28件（うち団体9件、個人19件）。団体については別添1、個人については別添2のとおりご意見を整理しております。

IV. 意見の概要

1. 創造分野

（1）産学連携における問題・障害の解決

- ・ 大学やTLOは、共同研究等において技術漏洩が生じないように、企業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底すべき。

（2）産学連携の円滑化

- ・ 中小企業はTLOへの対価支払いについて、ストックオプションや転換社債の利用など「成功報酬型」でできるようにすべき。

2. 保護分野

（1）特許庁の審査姿勢

- ・ 審査の迅速化の計画値を作成すべき。

（2）利用者側に立った制度等の改善

- ・ 審査請求制度の廃止を検討すべき。
- ・ 無審査制度の導入を検討すべき。
- ・ 全ての無効判断を裁判所でできるようにすべき。
- ・ 「一部継続出願制度の導入」、「国内優先制度の優先機関の延長」等の特許制度、外国語書面出願の翻訳文の提出免除、翻訳文提出期間の延長などを導入する場合には、すべての出願人が平等に利用できるようにすべき。

- ・ 特許庁と同じ検索システムを公開すべき。
 - ・ I P D L の機能強化は民間事業者の圧迫である。
- (3) 中小・ベンチャー企業に対する支援
- ・ 弁理士に対するアクセスの改善を図るべき。
 - ・ 弁理士の専門が分かるようにすべき。
 - ・ 中小企業の特許料等の減額制度について、アメリカのスモールエンティティ制度を導入すべき。
 - ・ 弁理士費用の一定割合を補助するような制度を検討すべき。
 - ・ (大学だけでなく) 中小企業にも知財アドバイザーを派遣できる制度を早急に整備すべき。
 - ・ 特許料の減額を含め中小企業を一律に支援するのではなく、国際競争力強化につながる可能性を秘めた技術を有する企業を支援・優遇すべき。
- (4) 国内における知的財産権侵害対策の強化
- ・ 故意侵害などの事件において、被告（侵害者）に対して弁護士費用負担をさせる制度を検討すべき。また、原告（権利者）が敗訴した場合は、弁護士費用は各自負担の原則に従う制度を検討すべき。
 - ・ 訴訟当事者の一覧をインターネット公開すべき。
 - ・ 中小企業のために新たな損害賠償の算定制度を導入し、立証責任の転換証拠開示制度、片面敗訴者負担制度等を導入することは、著しく公平性を欠き、準備不足、不必要な訴訟が多発する等、知財法体系を揺るがしかねないので慎重に検討すべき。
- (5) 海外における知的財産権侵害対策の強化
- ・ 税関長が技術的事項に関する見解を求める技術判定機関を財務省内に設けることを検討すべき。
 - ・ 知的財産権侵害疑義物品に係る現行の認定手続きを廃止し、執行権限を備えた行政審判機関を設置することを検討すべき。

3. 活用分野

- (3) 知的信託の活用・知財による資金調達の拡大
- ・ 弁護士費用や特許侵害訴訟費用に対して特許権を担保とした融資制度を検討すべき。
 - ・ クロスライセンス契約の場合でも、互いにライセンスした特許の価値と算定基準を公表すべき。

**(別添1)「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策(案)」
に関する意見(団体)**

(ご意見中の個人名等は伏せ字で表示しております。)

(番号は受付順)

No	団体名	意見
1	(有)和泉地質調査事務所	昨年春に特許を取得した長野県のひとり親方の1地質業者です。 ここでは取得後の、国の政策について小言をいわせていただきます。 長野県はご存知のように田中県政で毎年、建設関連事業が縮小され、建設業としての経営が難しくなっています。そんな中、職業の切り替えの必要性に迫られ、その一環として、自社技術であるコンピュータ・ソフトウェアの特許を取得すべくやって参りました。いざ昨年、特許庁から4年がかりで特許を取得したのはいいのですが、今、資金も底を着き、経営は無理とのことで、この3月で廃業するものです。 私どもが取得した特許は、今・政府が奨励し、国をあげて行っているオープン・ソースのリナックスです。 特許番号第 3535795 号 「コンピュータ、並びにコンピュータ読み取り可能な記録媒体」 米国併願 No.09/754,536 昨年10月第1回拒絶通知・「1-12 are allowed」 → 本年7月頃、米国特許取得見込み 公開特許内容URL http://www.heroizumi.com/ 日本はハードに強いけれどもソフトに弱いといわれている中での日米特許になるとうとしている特許ですが、いかんせん、資金の行き詰まりで税金も払えず、不良会社に陥ってしまい、国はもちろん県からの助成金すらもらえない状況に落ち込んでしまいました。 せっかく取得した特許も、支援が受けられず迷宮入りすることになりそうです。もし、会社経営事項だけを選択するのではなく、特許物件そのものに助成金を支給する制度があれば、国に利するものと思っていますが、その制度がないことに零細企業が開ける道はありそうにありません。 是非、特許そのものに対する評価が下せるような機能・制度を構築して頂くよう、よろしくお願いします。 また、大企業、あるいは大学・研究機関ばかりが特許を取得するわけではありません。中小零細企業が取得した特許の、大学との継続研究などといった道を国として応援して頂けるなら有難く思います。 せっかく、リナックス関連のソフトウェア特許を取得したのに、国策と同じ道を歩みながら、国からの支援がなしなんてつまらないものです。 http://oss.mri.co.jp/ 国はわざわざ不利益をこうむるように歩んでいるように思えてなりません。国策に沿った中小零細企業が取得した特許の支援拡大を節に願うものです。 PS. リナックス関連の夏には米国認定にもなるであろうという本件特許は、ノーマルリナックスのまま機械制御ができるというものです。インターネットで仕事を請けて、夜な夜な勝手に機械が動いて、朝出勤したらその製品ができたいた・・・なんて本気で思っています。このことが、中小企業を奮い立たせ、日本の工業立国としての地位を挽回できるのではと考えて、その分野で旗手を務める■■■■■■■■■■と絡ませてやろうかな、と思っておりました。けれども、支援得られず、ボツとなりそうです。残念です。日本の末端では、こういう事実もあるということを知って頂ければ嬉しく思います。

2	NRIサイバーパテント株式会社	1. IPDLの機能強化については、産業財産権情報利用推進委員会において、機能強化の是非や利用者について議論・採択すべきである。IPDLのあり方については、2003年に特許庁長官の下、産業財産権情報利用推進委員会によって、民間特許情報サービス事業者との棲み分けが議論された。その結果、「民でできることは民で」という前提で、「国」が提供する正確なデータに「民間」が付加価値を付けることで産業界を支援する「国と民間とのベストミックス」がまとめられた。 なお、その際、IPDLの機能について方針変更等により更なる検討が必要な場合には、再度委員会を招集することが決定された。 また、委員会のなかで、IPDLはコスト負担等の観点から、中小企業、ベンチャー、大学、個人を想定利用者層とすることも確認された。したがって、中小企業やベンチャー企業向けに限定してIPDLを強化する案については、ある程度理解できる。 しかし、IPDLの利用実態として、IPDL想定利用者層の意に反し、大企業の利用も多い。従って、単に不特定多数の利用者に対しIPDLの機能強化を図るのであれば、民間特許情報サービス事業者の投資事業に水をし、小泉内閣の「民でできることは民で」の精神にも反する。 今回のIPDL機能強化については、「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策(案)」の趣旨に沿った利用者、つまり中小・ベンチャー企業に限定し開放することを明示するとともに、中小企業やベンチャー企業を特定するため、たとえば「登録制」として登録者にのみ新機能を開放するなど、IPDL利用者を限定するための運用手段を講じる必要がある。いずれの場合であっても、IPDLの機能強化を図る場合には、産業財産権情報利用推進委員会を再開し、内容を議論し採択する必要がある。 2. 民間特許情報サービス事業者を上手く活用してはどうか。 特許情報サービス産業分野では、多くの民間事業者が参入し、日々切磋琢磨し付加価値をつけサービスを展開している。これらの多くの事業者は、IPDLの機能水準によって事業が大きく左右される。 また、公的な設備の活用のみならず、民間の活力を使った方がより早く「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題」を解決できると考える。民間の力を上手く使った方が効率的かつ迅速に政策目的を達成できることは、これまでの産業史からも明らかである。 民間特許情報サービス事業者に対しては、個別の事情を考慮し、費用やサービスの面で適切な配慮を払うように促すとともに、政府は利用に対して一定の支援を図ってはどうか。つまり、付加価値のある民間特許情報サービスの活用もあわせて考えるべきではないか。
3	名古屋大学知的財産部	1. (1) および (2) 全体に共通する事項 平成16年4月以降、国立大学法人は産学官連携および知財の取り扱いについて、自主的な運営が可能になり、各国立大学法人は最も効果的、効率的な取り組みのために知恵を絞っている状況にある。このように各国立大学が自主的な運営に向かって模索を開始したところであり、規制強化につながりかねない対応策は国立大学法人の自主的な運営を阻害しかねないので、絶対に避けていただきたい。例えば、「(省略)情報の種類や内容についても充実する。」を「(省略)情報の種類や内容についても充実するよう促す。」に変更する。「(省略)契約実務を行えるようにする。」を「(省略)契約実務を行えるよう促す。」に変更する。「(省略)実務マニュアル等の充実を図る。」を「(省略)実務マニュアル等の充実を図るよう促す。」に変更する。「(省略)守秘義務を徹底する。」を「(省略)守秘義務を徹底するよう促す。」に変更する。「(省略)橋渡し機能を充実する。」を「(省略)橋渡し機能を充実するよう促す。」に変更する。 1. (1) <窓口の整備> 「(省略)対応窓口を一元化する。」を「(省略)対応窓口を一元化等により明確化するよう促す。」に変更する。一元化が多くの場合望ましいが、無理に一元化するとかえってCS上問題が出る場合がある。総合大学の場合、むしろ二元化の方が効率的な場合がある。例えば、医学部の対応窓口と医学部以外の対応窓口の二元化という方法もある。対応窓口が明確であることが重要である。 1. (1) <契約の柔軟化> 「大学やTLOは、契約内容や契約実務における硬直的な運用を改め、中小・ベンチャー企業が対応しやすいよう、その事情に合った契約を柔軟に行うようにする。」を「大学やTLOは、大学やTLOの事情を勘案するとともに、中小・ベンチャー企業の事情に配慮し契約を柔軟に行うように促す。」に変更する。契約は一方だけが満足するものであってはならない。両者が満足するものでなくてはならない。大学やTLOと中小・ベンチャー企業が彼此の実状を考量し、WIN-WINな契約を結ぶことが重要である。両者が相手の立場に立って契約を柔軟に行うことが大切である。

	名古屋大学 知的財産部	1. (1) <契約料等の弾力化> 「大学やTLOは、中小・ベンチャー企業の事情や研究・技術移転の実態を踏まえて、ライセンス料・研究着手料やTLO会費等の設定を行う。また、政府は、参考のために、それらの事例や目安などを作成・公表する。」は、全文削除していただきたい。契約は、大学・TLOと中小・ベンチャー企業が彼此の実状を考量し、自由な判断により締結することが重要である。両者が相手の立場を考慮して契約を柔軟に行うことが大切である。ライセンス料・研究着手料をどの程度の金額に設定するかは大学・TLO および中小・ベンチャー企業の判断に委ねるべきものである。原案は契約の自由を阻害しかねない考え方である。TLO会費等の設定も各TLOが自主的に設定すべきものであり、TLO会費等をどのように設定するかは各TLOの経営判断に委ねるべきものである。政府が参考のため、事例や目安などを作成・公表することは、政府による民間事業への不当な介入であるとの非難を受けるおそれがある。また、参考とは言え、事例や目安を公表すれば、諸事情を軽視又は無視し、安易に利用するようになり、真の産学官連携の発展を阻害することになりかねない。従って、原案は全文削除することを要望する。 1. (1) <秘密管理の徹底> 「大学やTLOは、共同研究等において技術漏洩が起らないよう、企業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底する。」を「大学やTLOは、共同研究等において技術漏洩が起らないよう、企業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底するよう促す。ただし共同研究等に係わる大学、TLO、中小・ベンチャー企業等は学生等の教育を受ける機会や就職の自由に配慮するものとする。」に変更する。ただし書きは、例えば、学生等が有償の契約に基づいて研究に参加したか、無償でかつ契約無しで研究に参加したかで対応が違ってくこともあり得ることに配慮したものである。前者の場合、守秘義務の徹底を図ることは妥当だと思うが、後者の場合は、守秘義務の要請に留まると思われる。今後、学生等の守秘義務を徹底するためには、有償かつ守秘義務を課す契約を結ぶことが必要であろう。
4	知的財産国家戦略フォーラム	<総 論> 諸問題の対応策（案）に全面的に賛成する。 さる3月15日に開催された「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」で公表された「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策」の内容に全面的に賛成する。 21世紀の知識経済社会において、新産業を生み出す主体は「中小・ベンチャー企業」である。しかし日本社会には、中小・ベンチャー企業の順調な発展を阻む多くの問題が横たわっている。その原因は、①中小・ベンチャー企業に対する大企業の不正な取引体質、②中小・ベンチャー企業の支援施策の欠如・不足である。これらの問題を早急に解決し、中小・ベンチャー企業を活性化する法制度の整備や施策の実施が、日本にとって緊急課題である。 ところがこの問題解決に大きな壁が立ちはだかっている。多くの行政機関の後ろ向き姿勢である。「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」における3月1日及び15日の議論からすると、既にいくつかの関係省庁は中小企業・ベンチャーが抱える課題に対する解決策について代替案も示さず「全面削除」を要求している。自らリスクを取り、日本を支えようとする中小・ベンチャー企業に「悲鳴」にも似た要請に対して、行政は余りに冷たすぎるのではないか。ユーザーニーズに真摯にこたえない行政機関は必要ない。不要な行政機関はスクラップするしかない。行政機関が自ら機能を縮小し始めるのならば、国民にとって障害になるばかりである。 知的財産の創造を促進し、保護、活用することにより日本の競争力を向上させる国の仕組みづくりを急がなければならない。明治時代に基本骨格が構築され、終戦後に手直しをされた法制度がいまの時代に合わなくなっていることは明白だ。行政機関が動かなければ、立法府の力を借りて迅速に改革しなければならない。中小企業知財保護法、三倍賠償の導入をはじめとする諸問題の対応策（案）に全面的に賛成することを重ねて主張し、イノベーションを阻害する慣行と法制度を排除し、イノベーションを活性化する社会の構築を急ぐよう関係行政機関に強く要望する。 以下の各論では、今回の対応策（案）に漏れている事項を指摘する。 <各 論> 1. 訴訟当事者を一覧でインターネット公開しよう。特許庁は「無効審判の請求人と被請求人」を、裁判所は法人である「知的財産侵害訴訟及び無効審判不服裁判の原告と被告」の公開である。現在、中小・ベンチャー企業を潰す悪質な方法として、無効審判や知的財産訴訟の乱用が行われ

知的財産国家戦略フォーラム	ている。 実例を挙げよう。A社は従業員数名の化学系のベンチャー企業である。大企業から2回の知的財産訴訟、4回の無効審判などを起こされ、訴訟費用だけで数億円を費やした。最高裁で勝訴し4億円強の損害賠償を得たが、未だに大企業から無効審判が請求され続けている。A社の元社長は次のように訴えている。 ①無効審判・訴訟は何度でも（権利消滅後でも）起されるので終わりが無い ②無効審判・訴訟は勝ち続けても弁護士費用は全額持ち出しである、 ③特許が無効となったら4億円に年利5%の利息を付けて返納しなければならない ので、弁護士費用に使うこともできない。 大企業対中小企業の戦いは「機関銃と竹槍の争い」、殺されるまで終わらないというのが実感という。特許権の細かい瑕疵を巡り、無効審判請求が延々と繰り返されている。 無効審判情報はIPDL（電子図書館）で公開されており、特許庁の登録原簿には知的財産訴訟の事実が全て記載されており閲覧可能である。ところが、一覧表としてインターネットで確認することはできない欠点がある。他方、裁判所については法廷の公開情報さえインターネットで公開されていない。米国の知財裁判所（CAFC）とのサービス格差は未だ大きい。 大企業が中小・ベンチャー企業の技術を尊重する社会に生まれ変わるには、経済事件（無効審判、知的財産侵害訴訟、無効審判不服裁判など）の訴訟情報をもっと公開することが必要である。大企業の経営者の中には、中小・ベンチャー企業いじめの事態を知らず、知財部長の判断だけという事例もある。大企業の株主にとっても、訴訟費用の垂れ流しは問題である。 これらに対処するには、世間の目という監視機構が必要だ。これが無ければ大企業を変革することはできない。マスコミには訴訟報道の重要性について再認識してもらいたい。 2. IPDLの機能では不十分である。特許庁検索システムを公開しよう特許庁の審査負担を軽くするには、特許庁と同じ検索システムを国民に公開することが必要である。特許情報の偏在が、発明誕生の阻害や遅延要因となっているだけでなく、行政機関を麻痺させる状態となった。これを改善するには、出願人が検索利用者となり、出願前、審査請求前の自己調査に任せるのが合理的ではないか。特許庁の検索システムは、特別会計制度を用い、出願人や特許権者が納めた税金によって全額賄っている。費用供出者に利用させない理由はない。 3. 審査請求制度を廃止する。当面、第三者でも早期審査請求を行うことができるよう特許庁の運用を改善する。自社の特許権などの権利確定を遅らせ、中小・ベンチャー企業の起業阻害をしている大企業も存在する。権利範囲が不明確であると、中小・ベンチャー企業はリスクが大きくて起業ができない。融資でも大企業の権利化後という条件がつき、中小・ベンチャー企業は身動きが取れない。そこで、日本全体の権利関係の安定させるためには、審査請求制度の廃止が必要である。当面は、誰でも無料で早期審査請求を行うことを緊急措置として可能とすべきである。法改正は不要であり、特許庁の運用改正で実施できる。 4. 特許審査の迅速化の計画値を作成する。無審査制度の導入の検討を開始する。現在、特許審査迅速化法を成立させ、審査の迅速化に取り組んでいるが計画値が明示されていない。これでは今後、必要な対策を検討したり、講じることは困難である。サーチツールの国民への開放、弁理士、弁護士などの代理人やプロの検索機関の成長が充分となれば、無審査制度も可能となる。事後紛争社会を踏まえ、特許審査の無審査制度の導入のステップの検討を開始すべきである。待ち時間を短く、費用を小さくして、トータルコストを下げるこの施策は、中小・ベンチャー企業にとってメリットが高いものとなるであろう。 5. 行政改革の評価基準に、中小・ベンチャー企業支援を入れる 国家全体でイノベーションを支援する体制の構築が必要である。既存の業務の到達程度の把握だけではなく、中小・ベンチャー企業の支援に役立っている行政機関かどうかを判断基準とすべきである。「小さな政府」に必要な行政機関は、知識経済社会のニーズに対応できる役所である。 6. 知的財産訴訟のワンストップサービスを実現しよう。特許の有効、無効について「あきらか無効」以外の場合も争える体制としよう。特許庁は、特許異議申立と無効審判を合体し「新無効審判」を作った。しかしこの制度は、誰でもいつでも無効審判請求をできるようにしただけで、侵害訴訟との重複を改善するものではなかった。本来、ワンストップサービスを目指して一つにすべき制度は、侵害訴訟と無効審判だった。裁判所は、侵害訴訟の中で権利が「あきらか無効」である場合は、権利の乱用として判断できる最高裁判決を出した。今、「あきらか無効」とは何か
---------------	--

	知的財産国家戦略フォーラム	問題となっており中途半端である。全ての無効理由について、裁判所で判断できるという司法判断を早急に出してもらいたい。明治時代に作られた司法と行政の壁は、平成時代の今になって巨大な壁となって中小・ベンチャー企業に立ちはだかっている。法律輸入元のドイツ法には存在しない悩みである。いち早く、日本病から脱出しなければならない。
5	特定非営利活動法人全国産官学交流団体連盟	1) 起業家／ベンチャー企業の諸問題の列挙（順不同） ・自分／自社のシーズを、何の知的財産権で守るかがよくわからない。 ・何でも特許で守れると思っている。（特許要件に該当しないものも多く、その場合は自分のビジネスには知的財産権では保護できないと思う） ・自分のビジネスのどれが特許化できるかわからない。 ・特許さえあれば、著作権さえあれば、それで全てが保護されると思っている。 ・技術系では特許、ソフト系（ソフトハウスはもとより教育のような役務業者）は著作権に偏っている。商標や営業秘密等にはうとい。 ・中小；ベンチャー企業には知財情報は無いので、自社調査・出願・管理維持・等がなく、そこそこ詳しい素人が片手間にするので危険。 ・上記の場合、意識の高い経営者は外部に委託するが、費用が高額となるので経営を圧迫する。 ・特許を取ることが目的化して、取得後にビジネスにならないケースが多い。 ・権利者（特許権者、著作権者等）は、ビジネスというものに不得手。故に、ライセンスフィー等の相場がわからない。 ・権利者は、自分自身で惚れ込み高額に設定してしまい流動性に欠ける。 ・優れた知的財産権保有の中小；ベンチャー企業に対して、大企業は議度が対抗かのどちらが多く、コラボレーションをするという意識に欠ける。 ・うかつに大企業に、自社の知的財産を開示すると、うまく乗っ取られる。 ・大企業からの、中小；ベンチャー企業への知財潰し、訴訟等は、大きな負担となるが、対抗措置が取れない。 ・知的財産権という無形財産に対する評価が、金融機関にはまだまだ低い。 ・または、価値ある知的財産権を買いたたく悪質なブローカーの存在。 ・以上、知的財産権の専門家は数多くいるが、ビジネスのセンスを持つ知的財産専門家は非常に少ない。 2) 「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策（案）」への提言。 イ：特許権の拡大解釈及び著作権の強化並びに他の知的財産権の活用 ロ：アジア圏に向けての日本版プロパテント政策 ハ：産業財産権出願へのインフラ整備 以 上 3) 前述の起業家／ベンチャー企業の諸問題及び専門委員会配布の参考資料から、下記の通り意見申し上げます。 資料1（岩宮参考人配付資料）、資料2（岡田参考人配布資料）、資料3（中村参考人配付資料）、資料4（生野参考人配付資料）、資料5（知的財産戦略推進事務局資料）でも伺えることだが、「知的財産」と言いつつも、その対象は「特許」に集中している。しかも、現状の特許は敷居が高く、申請～維持・管理に多大な費用が負担となる。また、その特許成立後の活用率は1・2割と低く、ほとんどが活用されず機能していない。（これを市場的に言えば、デッドストックであり不良在庫である。）本来、特許とはその企業の基幹となるもので、それ1つで大企業に成長できたと言っても過言ではないが、それは過去の重厚長大の経済成長期での話し。現在は、周辺特許を押さえ強力な特許網を構築しない限り、守りきれものではないし、それだけで大企業へ成長するのは難しい。つまり、現在の中小・ベンチャー企業のスキームとして1点突破的な特許での成功は極めて難しいことになる。かつての現在大企業が取った特許戦略とは違う手法が必要となる。（現状は、大企業有利な特許制度） 本来、特許を含む産業財産権とは商標や意匠等の産業に係る促進のための保護・活用策であって、大企業には大企業なりの知的財産戦略があり、中小・ベンチャー企業にはそのレベルにあった知的財産戦略が求められる。 例えば、商標なら「商標1出願ゆえ全ての商品区分を押さえたり」、「A-shock」から「Z-shock」まで全てを押さえることなどは、中小・ベンチャー企業には無理がある。同様に、特許に関しても周辺特許を押さえるまくるというような特許戦略は大企業しかできない。知的財産権保護の目的は、大企業や中小・ベンチャー企業の差別ではなく、日本経済全体の繁栄のためにあるべきである。

	特定非営利活動法人全国産官学交流団体連盟	中小・ベンチャー企業とは、平成経済低迷期における日本の将来の宝ではあるが、資本金が無く、大手の下請け的立場がベンチャーキャピタル頼みの非力な存在である。その点を考えて、中小・ベンチャー企業に優しい＝大企業に厳しいと言うのではなく、大局を考えた上の、Win-Win 関係を構築するべきである。例えば、大企業との共同研究やビジネスコラボレーション等での中小・ベンチャー企業への各種侵害（取引関係力の行使、周辺特許の無断出願、訴訟攻勢、等）に対して、特許法第79条（先使用による通常実施権）あたりの拡大解釈等を通して対抗出来るようなスキームを作り、スムーズな提携ができるよう柔軟な対応が出来ないのか。さらに、特許の範囲に対しても拡大解釈できる組上はないのか？かつての米国から、ビジネスモデル特許が渡来し産業界が愕然としたが、このような解釈は日本には無かった。つねに米国が創業者であり、日本はフォロアーにある。創業者利得は計り知れずフォロアーにはそれなりのものしかないというのは、マーケットの常である。 従来よりの技術立国としての知的財産戦略は重要ではあるが、新たな注目産業であるソフト産業（ゲーム、アニメ、着メロ、等々）に対する知的財産権保護は重要であり、特に、アジアに対して重要と考える。欧米先進諸国の知的財産権意識は高いが、日本も含めアジア圏は特に低い。その中で、リーダー格の日本は技術立国としてアジアのリーディング国家ではあるが、昨今の安い人件費や特許等技術の海外移転に伴い、韓国、中国、ベトナム等のアジア圏からの脅威にさらされている。このような背景のなか、率先して知的財産立国として、強力なメッセージをアジアに向け発信するべきである。それは、技術立国としてのみならず、ソフト産業を積極的に保護・活用する知的財産立国としての国策を求める。かつて、日本産業潰しを想定したような米国のプロパテント政策を、日本発アジア向け（さらには先進国の米国に対しても）のスーパー・プロパテント政策を模索してもらいたい。産業財産権、特に特許権取得に係る人材面・財政面・市場流通面等で、中小・ベンチャー企業へ不利益が指摘されているが、米国のような個人や小規模法人・ベンチャー企業対象とした優遇措置、及び、支援システムが必要である。例えば、米国特許仮出願制度のような猶予期間を設けたり、個人・小規模企業への各種特許取得経費のディスカウント制度、出願から取得までを極力低く抑え、取得から実際の特許利用までの期間をある程度考慮した上で、実際の売り上げに貢献した段階では逆にそれなりの手数料を支払うなど、費用の支払い方法に選択肢があってもよい。（個人、小規模企業は、本出願までの間にビジネス実現の可否の目処や、無駄な本出願、経営圧迫となる申請・維持更新手数料の回避等が図れる。）また、願書の代理作成への費用負担があまりに大きすぎるが、現状の弁理士の数を考えれば仕方がない。（少なすぎで大量に受注できないのも問題）願書作成の専門家の養成や、その大量配置により、「身近に出願できる特許」としたい。例えば、大学や商工会議所や法務局出張所等の窓口での低価格の願書作成受託。言うまでもなく、特許出願件数の多さがその国の経済発展に反映する。経済の発展は豊かな国民の生活に通ずる。そのためには、「特許の拡大解釈」や「特許等出願の容易」さ、また「日本版スーパー・プロパテント政策」による保護活用等を通して、我が国再興の布石となることを期待したい。
6	特許情報オンラインサービス協議会	対応策（案）の中で〈IPDLの機能強化〉を述べられていますが、特許電子図書館〈IPDL〉はインターネット上で提供されているため、中小・ベンチャー企業に係わらず大量処理が可能な大企業も利用可能なシステムであります。このIPDLを強化することは、我々特許情報をオンラインで提供している民間事業者を圧迫することです。 平成15年1月に特許庁長官の私的懇談会として設置された「産業財産権情報利用推進委員会」ではIPDLと民間の特許情報データベースの基本的な役割分担が明確され、特許庁は公報掲載データなどの基本的な一時情報を提供し、民間事業者はこれに付加価値をつけた情報を提供することとされています。 特許庁殿とも頻りに協議を行っており、IPDLと民間事業者との共存共栄を図っているところです。 貴事務局におかれても、この点をご配慮いただき中小・ベンチャー企業の知的財産戦略を進めてくださるよう、意見申し上げます。
7	日本知的財産協会	1. 全体について 本来、知的財産立国を実現するためには、欧米、中国等諸外国との関係の在り方を含め、国際競争の中でどのような国家を目指していくのかという視点で進めていくべきである。しかるに『中小企業知財保護法』や『知財権益込み寺の整備』等といった考え方は、本来企業のモラル上で解決すべき問題を知財制度・法議論にすり替えているに過ぎず、『大企業vs中小企業』との構図に議論を矮小化したものである。このような政策、立法化によって真の国際競争力の強化に繋

日本知的財産協会	がるとは到底思えない。日本全体が規制を少なくすることで各企業が自由な競争を行い、市場原理により創造的な社会を実現しようとする中で、法というルールによりそれに逆行しようとする行政の介入は絶対に避けるべきである。 中小・ベンチャー企業が、金銭的、人的な問題により有力な特許権取得に苦勞していることは理解できるので、一定の配慮は必要であると考え、その場合でも中小・ベンチャー企業を過度に保護することになると全体のバランスが崩れ不公平になるので、慎重に検討いただきたい。 また、中小・ベンチャー企業に固有の問題と、大企業も等しく関係する問題が混在しており、それぞれ次元を分けて対応すべきである。 2. 個別対応策について <u>1. 創造分野（1）産学連携における問題・障害の解決について</u> ここに記載されている諸問題は、中小・ベンチャー企業に限った問題ではなく、日本全体として産学連携をどう持っていくのかという観点から、対応策を検討すべきである。大学との交渉に苦慮しているのは、大企業も同じで、大学における硬直化した考えを改めること、企業においても当協会の提案した「独占実施補償」に拘ることなく連携内容に適した柔軟な契約条件をも取り得ること等々、当事者間でもっと話すことが重要である。また、交渉力のある大企業だけが有利な条件を享受することなく、当協会としてもこれらのノウハウを広く公開出来ればと考えている。 <u>2. 保護分野（1）特許庁の審査姿勢について</u> 本項目は中小企業に限られるものではなく、大企業にも等しく関係する項目であり、本大テーマ「中小、ベンチャー企業の知的財産をめぐる諸問題」とは言えないため、別次元で議論すべきであるが、参考意見として以下記載する。 <権利化の促進>の項（p.4） ・拒絶理由通知において審査官の心証が十分に開示されていないために、その拒絶理由の真意が理解できず（又は誤解してしまい）、出願人が対応に困る、または対応を誤ることがある。 ・審査官が発明内容を技術的に理解できないがために拒絶理由通知を発していると思われるケースがある。 ・特許請求の範囲の記載で権利化可否を判断されるのは分かるが、広い概念で記載された請求項があるからといって、それに対する新規性・進歩性について述べるだけでなく、明細書全体をきちんと見て、補正の示唆など、権利化の可能性についての情報を出願人に提示するよう審査官が努力をすることで権利化は促進されるのではないか。 ・補正後の新規事項の判断で審査が止まり、新規性・進歩性についての審査へ進まないことがある。その補正に係る出願人の意図が十分に読み取れるような場合、特許法36条第6項第2号（明確性）を適用するなどして、より権利化の方向へ出願人と審査官の双方が歩み寄れるようにすべきではないか。 <審査の早期化>の項（p.4） ・早期審査制度の利用を謳われているが、最初のアクションを早くしなければならないとの義務感からか、審査の質が低下していると思われるケースがある。例えば、調査機関からの調査結果報告をそのまま鵜呑みにして拒絶理由通知を発していると思われるケースがある。 ・審査開始からかなり時間が経過した段階で初めて、記載不備や初期の補正に対する新規事項を指摘されることがある。修復不可能な場合にはそれが判明した時点で権利化を諦めて、時間と費用の無駄にならないよう出願人は動くものと思われる。早期審査においても、最初のアクションを早く出すことにとらわれていい加減な拒絶理由通知を出さずに、最初の段階で出すべき拒絶理由はきちんと出すべきである。 <出願表現の平易化>の項（p.5） ①「特許庁は、審査にあたり、明細書等の出願書類において普通の日本語を用いるよう協力を指導する。」となっているが、この“普通の日本語を用いる”が「出願表現の平易化」からみて、何を意図しているかが不明瞭である。本家が中小・ベンチャー企業の特許等出願に対する対応策であることからすると、この「普通の日本語」が普段特許明細書等に接したことの少ない一般の技術者にも容易に理解できる用語のレベルを意図し、例えば特許用語辞典などに掲載されている、特許明細書等で一般に用いられている特許独特の用語の使用をも否定しているのであれば、賛成できない。少なくとも、特許明細書等で一般に用いられている特許独特の用語は使われてしかるべきであり、“普通の日本語を用いる”ことについて具体的な説明を追加すべきである。
-----------------	--

日本知的財産協会	②「特許庁は、出願書類において用いる用語や表現方法等についてのルールを作成・公表する。」ことについては、特に外国出願人からの日本出願における特許明細書等や装置に関する特許明細書等がそうであるように、特許明細書等の表現は分りづらいものが多く賛成であるが、「ルールを作成・公表する」となると、この事が前面に強く出過ぎて、法36条6項2号(特許を受けようとする発明が明確であること)や法36条6項3号(請求項ごとの記載が簡潔であること)の拒絶理由がやたらと増えるようなことになってはならない。あくまで出願書類においては出願人が権利化したい事項を的確に表現するための用語や表現方法等を用いること、即ち、法36条5項(特許請求の範囲には、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない)の精神が第1優先されるべきと考える。 2. 保護分野 (2) 利用者側に立った制度等の改善について 本項目は中小企業に限られるものではなく、大企業にも等しく関係する項目であり、本大テーマ「中小、ベンチャー企業の知的財産をめぐる諸問題」とは言えないため、別次元で議論すべきであるが、参考意見として以下記載する。 <利用者側に立った制度の改善>の項(p.5) ・制度改善として上がっているもののうち、「一部継続出願制度の導入」、「国内優先制度の優先期間の延長」等の特許制度の根幹に関わる事項については、中小企業・ベンチャー企業にのみ適用されると、利用できない出願人には過度の不利益になると思う。また、大企業が中小企業と密約等をすることで制度を悪用すること考えられる。ついては、かかる制度を導入するのであれば、すべての出願人が平等に利用できるようにすべきである。 ・また、「一部継続出願制度の導入」については、「追加実験やデータ拡充が必要であることなどを踏まえ、・・・利用者の利便性向上の観点から制度を改善する。」「中小企業にとっては、人手も金もなく、明細書を完全なものにするのに時間がかかるので、米国の一部継続出願のような制度で中小企業の手助けをして欲しい。」との「利用者側に立った制度の改善」のみが強調されているが、「利用者側に立った制度の改善」という観点とともに、制度導入に伴う第三者の不利益も最小限にする観点も併せて配慮する必要があると考える(参考：日本知的財産協会特許第1委員会第1小委員会「一部継続出願制度の我が国への導入に関する提言」『知財管理』Vol.54, No.10, 2004)。 ・「外国語出願の翻訳文提出期間(現行2ヶ月)を例えば1年に延長」との意見例に関連するが、日本出願におけるパリ条約の優先権、及び外国語出願を許容する米国特許制度とのハーモナイゼーション等を考慮し、翻訳文の提出免除又は翻訳文提出期間の延長を全出願人に平等に認めて頂きたい。現在、日本出願に主張されているパリ条約の優先権については、外国語明細書の翻訳文は一律には要求されていない。ついては、内外人平等の観点からも、国内優先権の基礎となる外国語出願については、一律に翻訳文を要求するべきではないと考える。また、米国特許法規則37CFR 1.52 (d)及び 1.78 (a)(5)(iv)に、非英語による米国仮出願の翻訳文についての規程があるが、仮出願時点では、当該翻訳文の提出は要求されず、仮出願を優先権主張する正規出願がされた場合にのみ翻訳文が要求される。例えば、日本語仮出願を優先権主張するPCT出願を行った場合、仮出願の翻訳文の要求は米国に移行した後となっている。ついては、国内優先権の基礎となる外国語出願の翻訳文がどうしても必要だという場合であったとしても、翻訳文の提出時期として出願公開時期を考慮した期限(例えば優先日から16ヶ月)等を検討して頂きたい。 ・「バイオテクノロジーなどの先端技術分野では出願日の確保が至上課題、・・・」との意見例に関連するが、出願日確保のために何らかの施策が必要であれば、例えば、簡易的な書類で出願して出願日を抑えて、後に正規の出願書類を作成して出願する、米国仮出願のような制度の導入を検討されたい。 <IPDLの機能強化>の項(p.6) 日米欧三極で比較しても見劣りがしない、情報施策が重要である。特に①正確で基本的な一次情報の迅速な提供と②IPDLなどインターネットで提供する情報については「コンテンツの充実」と「ユーザビリティの向上」をお願いしたい。具体的には、 ・平成4年以前の公開公報テキストデータ、包袋などのコンテンツの充実 ・経過情報、再公表(国際公開公報)などの情報は提供におけるタイムラグの改善 ・「番号入力⇒公報入手⇒経過情報へのリンク」や公報のURL化によるダイレクトリンクなど、番入力から関連情報へのアクセス容易性 ・検索スピード、出力表示のアクセス性とレスポンスの更なる改善 ・公報の1案件/1ファイル化、経過情報、包袋など、一次情報の一括ダウンロード機能 ・中小・ベンチャー企業などの特許情報の専門家でないユーザーでも平易に使いこなせるよう、IPDL
-----------------	---

日本知的財産協会	への全文フルテキスト検索機能の装備 ・対話形式で検索できるように機能改善 2. 保護分野 (3) 中小・ベンチャー企業に対する支援 (イ) 中小・ベンチャー企業の負担の軽減 <出願に係る費用負担の軽減・手続き簡素化>の項(p.7) 中小・ベンチャー企業において、金銭的、人的な問題により、有力な特許権取得に苦勞されていることは理解でき、一定の配慮は必要と考える。しかし、中小・ベンチャー企業のみ、過度に保護することになると、不公平感が生じて全体としてのバランスが崩れるので、慎重に検討頂きたい。 <先行技術調査に対する助成>の項(p.7) 特許調査会社や弁理士等による先行技術調査は高額であり、中小・ベンチャー企業にとって負担が大きいのは確かである。中小・ベンチャー企業が特許調査会社や弁理士等を利用して特許出願前(研究開発の絞り込みや無駄な出願の回避のため)とか審査請求前に行う先行技術調査については調査費用の一部を政府が負担することを考えることも一つの策である。外国出願に関する先行技術調査の支援体制として、例えば、3極特許庁間のネットワークを利用して外国出願に関する先行技術調査ができるようにする仕組み等の導入も一つの策である。 2. 保護分野 (4) 国内における知的財産権侵害対策の強化について ここに記載されている諸問題、対応案は、「大企業が優越的地位を濫用し、」や「大企業が中小企業の知的財産を侵害し得ることや、」等、中小企業から見た、一方的な意見を反映しているためか、大企業に対する不信感や客観性に欠けるような表現が目立つ。そういうケースも無いとは言いきれないが、それが知的財産についての大企業と中小企業との一般的な関係にとらえられないか、不安を感じる。 <知財尊重の徹底>の項 (p.11) 知財尊重を徹底することは、異論ない。多くの企業がコンプライアンスの徹底に取り組んでいるところであり、日本経団連等の会員企業であれば、他社の知的財産権を尊重することは、当然のこととしていると思う。ここで、あえて取り上げ、さらに産業団体が各企業に徹底させるべきものか、というところに疑問を感じる。 <「知財駆け込み寺」の整備>の項 (p.12) これら優越的地位の濫用等は、企業規模に起因するものとは限らないと思う。逆に規模が小さい会社でも、新規なアイデアがあれば、保護するのが特許制度なのではないかと思う。中小企業も、まずは自社固有技術の特許化等を促進して保護することを第一とすべきと思う。「知財駆け込み寺」に警察のように摘発させたりすることを考えるよりは、特許等の権利化を支援する施策が重要である。弁理士の相談会や、日常的支援体制が構築されること、またそのような制度が周知されるよう方策を講ずる方が大事と考える。 <中小企業知財保護立法の制定>の項 (p.13) <知財尊重の徹底>と同じく、コンプライアンスの徹底は、従来取り組まれているところであり、知的財産の保護に関して言えば、契約上の優越的地位は、規模の大小ではなく、下請代金支払遅延等防止法とは性質が異なると考える。良い権利を持っておれば、規模が小さくとも優位な地位につけるはずであり、中小企業の知的財産を特別に保護することは、知的財産制度のバランスを欠くことになる。損害賠償額については、近年、侵害訴訟における認定額も上がっており、中小企業のために新たな賠償額の算定制度等の導入したり、立証責任の転換証拠開示制度、片面的敗訴者負担制度等、導入することは、その必要性を感じないばかりが、著しく公平性を欠き、準備不十分、不必要な訴訟が多発する等、知財法体系を揺るがしかねない。 <公取委ガイドラインの作成・公表>の項 (p.14) メーカーとユーザーの関係の中で、優越的地位に立つユーザー側の意向に沿った契約を結ばざるを得ない場合はあり得る。この点ガイドラインがあれば有用と思うが、これも企業の規模の差に起因するものとは限らない。大企業と中小企業の間での知的財産の取扱いに焦点を置いた議論が必要であるかは、疑問を感じる。 <情報開示制度における営業秘密の保護の確保>の項 (p.14)
-----------------	--

	日本知的財産協会	制度設計のためには、産業界の意見を十分に聞いて欲しい。
8	日本弁理士会	1. 弁理士、日本弁理士会による中小企業・ベンチャー企業支援、地域支援について (1) 弁理士情報の開示促進 弁理士に関する情報の開示は、日本弁理士会として現在も取組んでいるところであり、今後も積極的に取組んでいく所存である。先ず、日本弁理士会では全国にアクセスポイントを設置して国民の弁理士に対するアクセスの改善を図る。更に、全国の支部化に向けた取組みを推進し、より一層のアクセス改善を図る。 このアクセスポイント設置、全国支部化の中で、弁理士の紹介や情報提供に関して、専門表示や業務表示の改善、新規受任の応否の表示などユーザーにとって使い易いデータへの加工や個別の特許事務所ホームページへのリンク設定など、積極的な改善に取り組んで参る。 また、アクセスポイント等で対応が困難なケースについては、日本弁理士会の本部においての対応を図る。 (2) 日本弁理士会による支援措置の拡充 日本弁理士会では既に古くから無料特許相談室において弁理士が無料で相談に応じる体制を整えるとともに、知的財産制度の普及、発明の奨励等の事業を行ってきたが、これらの活動をさらに充実させるために、平成11年4月に知的財産支援センターを設立して、支部や地方会員の参加の下に、官庁・地方自治体等との協力による各種セミナー・相談会の開催、また、各地域における同様の取組みやタウンミーティングの開催、大学、公設試等研究教育機関における授業の実施、知的財産本部の整備支援など、様々な支援事業を展開している。 大学、公設試等の研究教育機関における研究成果物の保護と活用は地域の中小企業における開発活動を促進するとともに、ベンチャー育成につながることから、知的財産の専門家としてこれをサポートすることが重要であるとの認識の下に、会員（弁理士）が大学、中小企業のニーズに充分に応えられるよう、大学支援研修、中小企業支援研修を実施しているところであり、今後もその拡充を図る予定である。 また、平成12年1月には特許出願等援助制度を設けて、一定の予算の枠内で資力に乏しい個人または中小企業に対する特許出願費用の援助も行っている。しかしながら、この援助制度に対する一般からの応募は必ずしも多くなく、且つ特許性のあるものは少ない。 今後は、この援助制度のより一層の周知やニーズに応じた拡大などを含めて、各種支援事業の一般に対する広報活動の拡充、中小企業、大学等に対する支援措置の拡大を図っていきたい。 2. 水際対策の強化について 『政府は、模倣品の判定や輸入差し止め決定のために技術を専門的に判定する審議機関・判定機関を設置する。』に関し、以下のとおり意見を述べる。 権利者側と輸入者側との公平を期するため、権利者側が提供されたサンプルを分解・分析して得た詳細な技術的事項について、権利者側と輸入者側との双方が、形式に拘ることなく迅速に、技術的及び法律的見地から主張・反論を行うことができる場を整備することを含めて、特許権等についての侵害判断・侵害品の輸入差し止めを、当事者の主張に基づいて専門的かつ簡便・迅速に行うことができる制度を確立することが必要である。 そして、このような制度のもとでその任にあたる組織あるいは機関として、下記の(1)あるいは(2)に述べる組織・機関の設置に向けた検討を行い、併せて、(3)に述べるような技術的範囲の特定及び対象物件の特定に関する組織の設置に向けた検討を行うべきである。 (1) 認定手続に係る案件のうち、技術的な問題が複雑な案件について、一方の当事者の申し立てに基づき、あるいは税関長自らの判断に基づき、税関長が技術的事項に関する見解を求める技術判定機関を財務省内に設ける。 この場合、税関長は技術的事項に係る判断につき、技術判定機関が下した判断に拘束されることとするが、主として侵害の成否に係る認定手続における最終的な判断権限は税関長に留め置くこととする。 この技術判定機関を設置する利点は、技術的専門性を持つとは言えない税関長が、自ら技術的事項についての判断を下すことを回避し、認定手続における技術的事項の判断に公平性を担保させるところにある。 (2) 税関長による輸入差し止め申し立ての受理が行われるまでの書類審査等の手続が非公開であって透明性がないこと、権利者が仮処分申請を行っても結果が出るまでの民事手続は通常半年から1年を要し、専門性を備えた裁判所の判断を税関長の判断に活用することが困難であること等に鑑み、知的財産権侵害疑義物品に係る現行の認定手続を廃止し、執行権限を備えた行政審判機

	日本弁理士会	関を設置する。 この行政審判機関は、財務省内に設置するか否かは問わず、技術的知見を有する多数の人材を確保する方策と併せて配置を検討する必要がある。 この行政審判機関を設置する利点は、裁判所の判断に依らずとも水際において迅速に審決を下し、その結果を執行でき、紛争の一回的解決を図れるところにある。 (3) 更に、特許権等の侵害紛争の解決において、特許発明／登録実用新案の技術的範囲の特定及び対象物件の特定は極めて重要であり、また、専門的知見を要する事柄であることに鑑み、「技術的範囲等特定委員会（仮称）」を、特許等専門家による準公的機関として組織し、それによってなされた特許発明／登録実用新案の特定及び対象物件の特定を、上記の認定手続あるいは行政審判と連動させるべきである。 ここで言う「技術的範囲等特定委員会（仮称）」は、ADRによる特許／実用新案に関わる紛争の解決において、ADR機関による解決が図られる紛争に関わる特許発明／登録実用新案の技術的範囲の特定及び対象物件の特定を役割とする組織として設立することが期待されるものであるが、それと水際対策との連動を図ることによって、水際対策の効果をより一層高めることが期待される。
9	日本経団連 産業技術委員会 知的財産部会	先般とりまとめた「知的財産推進計画 2005 の策定に向けて」で指摘した通り、技術力を持った中小・ベンチャー企業の育成は、産業界全体にとって重要な課題である。大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業についても、知的財産をもとに国際競争力を強化していくことが期待されることである。 「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策」においては、様々な課題が指摘されているが、中小企業だけの視点では扱えない課題や、知的財産の視点からだけでは対応できない課題も少なくなく、総合的な観点からの検討が必要と考える。 いずれにせよ、これまで整備を進めてきた知的財産に関する様々な制度を、内容を理解してもらうことを含めて、中小・ベンチャー企業が最大限に活用できるように運用していくことが最も大切であると考え。 日本経団連では、企業行動憲章の精神を実践していく上で、他者の知的財産を尊重することが重要であることを既に明らかにしているところであるが、知的財産に関して企業行動のあるべき姿についてのさらなる発信について検討を行うこととしたい。 個別の課題については、今後の検討状況を踏まえて、必要に応じて意見を述べていく所存であるが、今後の検討にあたっての基本的な方向性について、以下コメントを行うこととしたい。 1. 知的財産立国の実現にとって重要なのは、技術力のある中小・ベンチャーを含む企業が新しい知財を生み出し、それをもとに競争力のある製品・サービスを創出していくことである。知的財産政策の観点からは、特許料の減額を含め中小企業であれば一律に支援するのではなく、国際競争力強化につながる可能性を秘めた技術を有する企業を支援・優遇していくことが重要であると考え。 2. 競争政策の観点からは、中小・ベンチャー企業の指摘を精査するとともに、現行の仕組みを最大限活用して具体的な問題点の解決を図っていくことが重要であると考え。また、知的財産権侵害への対応は、当事者の規模の大小によらず公平に処すべきことが法の下での平等の基本であることから、中小企業を特別に扱うのは適切でないと考え。 なお、既に述べた通り、日本経団連では、知的財産に関する企業行動のあるべき姿についてのさらなる発信について検討を行うこととしているが、「日本経団連その他の産業団体等は、中小・ベンチャー企業をはじめとする他者の知的財産権を尊重することを企業行動の中核に据えた知財憲章を策定し、会員企業に徹底する」との表現については、日本経団連はもとより、他の産業団体も、民間の組織であることから、他の項目にあるように、「徹底するよう促す」と改めるべきと考える。また、重要なのは理解の浸透であることから、その方法は、産業団体等の自主性に委ねるべきであり、「知財憲章や行動指針などの策定を通じて」とすべきである。

**(別添 2)「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策(案)」
に関する意見(個人)**

(ご意見中の個人名等は伏せ字で表示しております。) (番号は受付順)

No	意見
1	産学連携の円滑化 ＜橋渡し機能の強化＞ ① 大学は、中小・ベンチャー企業との技術移転や共同研究、委託研究を円滑に進めるため、大学のシーズと企業のニーズとのマッチングをすることや、大学の研究を企業において事業化可能とすること等の大学と企業との橋渡し機能を充実する。さらに、大学は、大学と企業の橋渡し機能として商社やコンサルタント等の活用を図る。 知財信託の活用・知財による資金調達の拡大政府は、中小・ベンチャー企業による知財信託の活用を容易にするため、知財信託の担い手を事業組合や財団法人等に拡大するとともに、中小・ベンチャー企業が知的財産に基づく資金調達を円滑に行えるよう、制度整備や運用の改善を行う。また、訴訟費用の負担等を行うための知財保険の活性化や共済制度の創設など具体的な方策を講じる。 以下意見です。 大学のシーズを使い中小・ベンチャー企業が事業化をはかる場合、上記の2つを連続的かつ統合的に行うコンサルティングとキャッシュフローが確保できる事業に対するプロジェクトファイナンスへ繋げられる機能を持つ機関の創出を促す政策が必要ではないかと考えます。
2	【意見1】 大学の反応が硬直的といいますが、大学と中小企業との交渉の話ですし、硬直的な戦術もあると思います。硬直的な対応が、大学自身や、広く社会全体の立場からも問題があるといえない限り、政府として問題視するような対応はおかしいと思います。 【意見2】 中小企業と大企業の特許の問題ですが、中小企業の権利保護が不十分な点は問題といえますが、中小企業がしっかり権利主張をすると、その特許にかかる技術が産業上生かせる道は狭まるのではないのでしょうか。著作権の世界においては、作詞家・作曲家、実演家などの創作者の権利がしっかり保護されていることが、コンテンツの流通を妨げているのではないかという議論がありますが、特許の世界でも、同様の状況を実現しようとするのでしょうか。特許も著作権も、同じスタンスの制度であるべきだと思います。具体的には、権利を持つものが、特許の世界でも著作権の世界でも、十分な保護を受けるべきだと考えます。
3	知的財産保護問題について、我国では民事訴訟であるため侵害を受けた者が供託金を裁判所に積まなければ提訴できないため、中小・零細企業はそのような資金を長期間供託することはできず、結論として泣き寝入り実情です。実際に私も超大手企業による明確な特許侵害を受けていますが、提訴したところで相手企業は著名な弁護士を抱えて長期化に持っていき戦略を当然図ります。その場合当然当社は資金的に追い込まれ提訴取り下げまたは、僅かな金額で妥協するしかないのです。従って我国では特許公開の時点で技術内容を公開する段階で市場性に富んだ知的財産であれば必ず侵害されることを念頭に置かなければならないものです。 以上の問題を解決するには、裁判に伴う供託金制度の見直し または弁護士協会による低金利貸付制度等をご検討頂きたいのです。残念ながら、現状のままですと事業母体を米国に移籍し、米国商務省での知的財産保護をなすより方法がありません。このことは我国にとって大きなマイナス要因であります。
4	国内外ほかでもございませが日々様々な局面に対応するなか私の意見を恐縮ではありますがご提出させていただきます。私は音楽業という仕事上から任された制作や業務上のため臨機応変に演奏時や創作時そして今回のテーマ(中小、ベンチャー)に於きましても著作や発明発案など、これらは皆、個々に依るアイデア原点(始まり)として個人や小規模スタッフからの物であると想います。その後利益の手続きは登録(出版)上の弁理士、弁護士さんなど法規的に専門家の方々からの物になり、さらに新たな運営や営業展開など、言わばここまでが大企業は一体となっている所が強味なのだと思います。せめて司法上の部分に於いてはキメ細かな対応と保護などがやはり必要であると感じます。ちなみにインターネットはスタッフの少ない中小、ベンチャーにとっては効率の良いツールになります、例えば、仕事中にラジオを聞いて居てふと？昼時などに流れる曲がとても気に入る(これいいなあ？曲名は？誰だろう？)など

4	曲名やアーティスト名等よりもまずは先に、誰しも、ただ単に耳に入った感覚が心地良く、その時の興奮そのまま自宅などで再度聞きたく購入したく、帰宅後すぐに自宅のネット上から番組のオンエア情報からその曲の詳細を即座に入手し、再びショップは勿論ですが即座にネット上にて配信購入する事が出来るなどと今後の多様な可能性としては日々益々に日常としてネットを利用する事が増える傾向から効率良い宣伝販売効果などの促進での一例です。
5	弁理士として仕事をしていて、中小企業における一番のネックは、費用の問題であることを痛感する。したがって、 1. 中小企業の多い日本における知財力を高めるには、アメリカと同等あるいはそれ以上のスモールエンティティ制度を導入すべきである。実際に出願を受ける際にも、例えば、「今回、このような発明をした。出願したい。また、次のステップとして、このようなことを考えているが、内容が煮詰まったなら、次回、出願をお願いします。」というようなケースも多い。しかし、内容的に十分であるが、資金的な面で出願を躊躇しているのがよくわかる。もちろん、この辺の事情を察し、2件目の出願手数料を半額にするなどの提案をして出願するケースもあるが、埋もれてしまっている発明も多いと思われる。弁理士手数料が高いといわれるが、現在は料金が自由化されているため、例えば、内容や状況に応じて、出願時の全費用を15～20万以下に抑える場合もある。しかし、審査請求の印紙代が20万近くになるのは、やはり中小企業にとっては高すぎる感が否めない。 2. 一定の条件の下に弁理士の費用にも援助制度が必要ではないか。例えば、従来技術の調査結果と弁理士の評価を付した場合、弁理士費用の一定割合を補助するような制度があってもよいのではないか。特に、個人の発明には、公知と思われる発明も多いが、中には、有益と思われる発明もあり、何らかの形で救済すべきである。 3. 確かに、知財立国ということで、制度面や形式面では各種対応がされているが、料金等の「実質」という観点からは、むしろ逆行しているようにさえ見え、ぜひ改善を望みたい。
6	私の会社は従業員3人で会社です。資本金3百万です。15年前より特許実用新案など十件ぐらい持っています。実用新案では特許契約をして収入がありました。平成3年より下水道の工法特許出願して平成8年に登録になり農林省のコスト縮減通達にて全国に通達されました。しかしながら当時の建設省は反対のコスト縮減を通達して今日まで積算資料はそのままです。建設省にも行きましたがもう少し様子を見ますとの事でした。現時点では この工法で工事をすれば、2～30パーセント安く出来ます。このことを特許流通アドバイザーと相談して契約を取り広めようとしていましたら建設組合より無効請求が出て特許の審判になり無効となりましたが上告しています。審判が15年前の事情を知らないことを簡単に無効にすることがおかしいと思います。特許料を払っていますし特許庁が認めたことですので責任があると思います。特許の無効条件が何十年前であっても時代のニーズにあった事と現実との差が特許の審査官は理解できないと思います。製品自体とソフトの考えが違うことがあるとしないければ特許自体の意味がないと思います。パソコンなどにより無効理由の根拠が簡単証拠として出てくることにより無効との事が起こることが出てきます。無効解釈が課題過ぎる
7	続きもう一つ機器の裁判をしています。一番では負けましたが個人と大企業の関係です。私が特許を取った事により製品を売ってましたので警告書を発送しましたが侵害していないとの話です。問題点は特許出願前に大企業が広告見本市など製品ができていなくても意図すると無効対象になることです。中小企業が製品の話したことを建てに大企業が悪意で無効証拠としてできる事です。後から自分で出願して情報を特許庁に流してそれでも特許になったら前にさかのぼって無効を言うことが考えられません。日本は先願主義としていますが先願と無効が交差しています。後から出したことがわかれば無効は成立しないとのを望みます。あるいは先発主義での考え方のほうが大企業より守るには必要だと思います。審査官裁判官の時代の速さとコストのことを重要視して頂きたいと思います。
8	創造分野 (1) 産学連携における問題・障害の解決 <契約の柔軟化> ●技術がビジネスになるかわからないので、ライセンス契約でアップフロントの支払は無しにしてもらいたい。 <契約料の弾力化> ●支払原資の乏しい中小ベンチャーはTLOに対して「成功報酬型」の対価支払ができるようにしたい。(例：ストックオプションや転換社債など) (2) 産学連携の円滑化 <橋渡し機能の強化> ●「商社」と特定するのはいかなものか？

8	(4) 国内における知的財産権侵害対策の強化 <知財尊重の徹底> ●特許や商標の表示ルールを徹底し、製品やサービスに表示を義務付ける。 ●表示に関して行われない場合、訴えられる機能を明確化する。 ●弊社で取得している特許を使用しているサービスを表示してくれませんか！ ●大企業は期間限定で中小企業に対して支払ったライセンス料に関して税制上優遇される措置を取ると、ライセンスの支払が加速されるのではないかと？ ●現在、上場企業よりライセンスを求められているが： 「ライセンスは受けない」「ライセンス料は払いたくないのでクロスライセンスでお願いしたい」といわれている。但し、弊社にはライセンス必要な特許は無いので断ろうとすると。「無効理由を見つけて特許を無効化する」と脅される。今のままでは泣き寝入りせざるを得ない。 ●訴訟費用が無いことで足元を見られる。 <「知財駆け込み寺」の整備> <中小企業知財保護立法の制定> ●継続的取引を背景とした優越的な地位の濫用が日常的に行われている。 ●弊社がライセンス料を主張すると「他社に変更する」等で泣き寝入りせざるをえない。継続的取引を背景にキャンペーンなどに無理やり協賛させられ、また、料率も一方的に不利に契約を強要される。 ●特許のみならず「商標」も平気で侵害している。3倍ルールなど無いと効力が無い。 <公取委ガイドラインの作成・公表> ●継続的取引における優先的地位の濫用が日常的に行われている。 特許に限らず商慣習 ●特許や商標の表示義務を課すべきである。 (3) 知財信託の活用・知財による資金調達の拡大。 ●クロスライセンス契約の場合でも、互いにライセンスした特許の価値と算定基準を公表すべきである。 ●特許侵害訴訟を行う場合に、権利を担保とした制度融資を確立すべきである。
9	1.国際弁理士の資格を新設。医者と同じように専門分野があって然るべき。 2.特許技術士の国家資格を新設。弁理士より実践的に役立つノウハウをお持ちの方が多い。 3.理工系学生に対する語学教育は米国パテントを教材にすべき。従来の英語の先生では教えられない。 4.理工学学生に対して論理的学術文章の記述法と其の思考法を教育すべき。背景、バックランドの違う人たちに発明や技術を理解してもらうこと、または理解する脳みそ回路を持たねばグローバル社会ではやっていけない。
10	「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策（案）」には、全体に中小企業の国に頼る姿勢が色濃く反映されている。知的財産立国は知的財産によって産業の競争力を高める戦略であり、知的財産を中小企業の保護策と位置付けることは、知的財産の価値をおとしめることに他ならない。保護的な対応策は一切排除し、知的財産を活路として事業の革新と競争力の向上に取り組む中小・ベンチャー企業のみを選択的に支援する対応策にすることこそ政策の効果があると考えます。 大学、TLOに対するコメントには的はずれなものが散見される。契約料等の弾力化で、「政府は、参考のために、それらの事例や目安などを作成・公表する。」というのは、国頼みの最たるものである。弾力化を掲げる以上、条件に応じて多様な契約を締結すべきであり、契約内容やライセンス実施料はケース・バイ・ケースとなる。 政府にガイドラインの作成と公表を求めることは、中小企業は知的財産のマネジメントができないというのと同義である。単に実施料を安くするのではなく、成長途上の企業に適した契約内容を探っていく能力を持つことを重視すべきである。また、大学の知的財産本部やTLOが研究者との自由な交流を妨げるという意見がある一方、大学やTLOは、共同研究等において技術漏洩が起こらないよう、企業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底するという正反対の意見がある。この案では整合性が取れていない。不正競争防止法の流れを考えれば、選択すべきは後者の意見であろう。 さらに、特許申請を研究者にやらせるTLOを私は知らない。あったとしても例外的であろう。実際に大学やTLOの契約はこのところ非常に柔軟になっている。不満をいう前に、巧みに大学と交渉し、産学連携で効果を上げている先行例に学ぶべきである。知的財産立国は、大学・TLO、中小・ベンチャー企業を問わず、知的財産を適正に評価し、適正に取り扱うものが恩

10	恵と評価を受ける社会である。政府はここでメリハリのある施策を打ち出し、産業競争力の足を引っ張る甘えの構図からの脱皮を図るべきだろう。
11	1. 創造分野について（その1） 意見： 産学連携に関し、「窓口の一元化」と「個別直接連携」の二つの柱を立て、現状に即応すると共に、両者の特徴を、それぞれ発揮させるべきであると考えます。 理由： 「産学連携の窓口一元化」は、長期的課題として一つの選択肢であるが、現実の連携態様は、「個々の研究室・教授等と中小・ベンチャー企業が直接緊密に、研究の初期段階から、極限された先端分野の開発を一体となって進め、請求項の記述を戦略的に合作する態様が、多くの成功をおさめていると考えます。金融機関・証券会社の系列機構等が主催する成功例の発表会でも、TLOの名称は、あまり出ません。例えば、■■■TLO（成功例に属しますが）も、社長はライセンス契約専攻の事務系ですが、要員を含めて機構人件費を産学連携の各組に配分することは、収益直結型知的財産と非直結型知的財産との混在からみても、TLO機構維持費負担の不均衡感と加重負担感を伴い、これも一因となって「個別の産学連携」に傾いていると想定されます。両者の利点を活かすべきものと考えます。 2. 創造分野について（その2） 意見： 特許庁において、2005年10月から、インターネット出願を受理する好機を逸せず、全国および外国のあらゆる地域から本人出願が容易になる体制を整備し、中小・ベンチャー企業が本人出願（インターネット）を原則となし得るよう、平易なインターネット出願様式を早急に制定・普及されるべきであると考えます。 理由： 弁理士費用は、弁理士のサービス・コスト（キャリア形成コスト・品質向上コストを含む）の見地から、低廉化には限界があり、一方、中小・ベンチャー企業の知的財産要員が、請求項作成能力を修得することは、発明の着想内容の明確な表現能力と、先行技術調査の能力を獲得することに直結し、特許庁の懇切なメール指導と相俟って、わが国の知的財産基盤を確立するものと考えます。弁理士の、より高度な知的財産知見の発揮も、これにより、その余力を獲得できると考えます。なお上記弁理士コスト低減のため、現在国費により設置・運営されている中小企業大学校や司法研修所に、弁理士のキャリア形成・品質向上の機能を営ませること、全国約の商工会に約9000名配置されている経営改善普及員を日本弁理士会地方支部と中小企業の結節点とすることなど中小企業行政国費（新年度新規予算を含む）の配分に依存することが有効と考えます。他の士業との対比からも、弁護士を全く付さない本人訴訟は、簡裁で年間約9割（約27万件）、地裁で22%（年間約3.4万件：原告被告のいずれかが弁護士を付さない件数は年間約60万件）に達します。中小・ベンチャー企業について、簡裁・地裁に準ずる平易な出願・審査手続が、制度と審査の運営において実現されることを望みます。
12	1. 中小企業と知的財産の問題 A) 中小企業には、知財を生かすための必須条件を欠如しているところが大多数です。通常、中小企業は、個人事業からスタートする者が多いです。最初から資金、人、金、情報を持ってスタートできる者は、大企業や自治体、投資会社等の既存組織からの支援を受けた場合です。日本の中小企業は、そのような支援がない事業主からスタートしています。そして、商店や飲食店などサービス業も然りです。このような状態の中小企業も十分に知的財産を活用した事業が展開できるようにすべきです。 B) 個人事業からスタートし、事業を立ち上げ、スタートアップしようとしている企業には、技術畑出身の事業主が技術開発を完成し製品を市場に供給する段階になって、市場投入できないで、在庫を抱えてしまい倒産するケースもあります。この死の谷を乗り越えるための支援も欠く事が出来ません。これは事業主が技術や発明について、詳しくても、それを資金調達に結びつけ、当面の危機を乗り越えられない。市場へのマーケティングが出来ない。販路を持っていない又は開拓できない。製品から利益を回収する企業との業務連携が出来ない。その他の多くの理由があります。これらの問題をどこに相談したらよいか判らない。このような中小企業に対しても経済的負担をかけない強力な支援が必要です。 C) 現在、日本の中小企業は、自前の技術を必要としない下請事業に係わっている企業が多くあります。このような企業は、川上企業から受注して、それを加工・製造して納品することで十分事業が成り立っています。このような企業は、自社で独自技術を開発する意欲が旺盛ではありません。もし、創意・工夫して技術を改良してもそれを発明としてとらえることができません。そのような必要性を強く感じないためです。川上企業の技術者が下請企業に下見に来たときなどに、そのような改良技術を、巡回社員が本社に報告し、川上企業の本社で特許出願されてしまうこともしばしば起きているようです。このような無法状態を一掃すべきです。 D) 下請企業が、下請から脱却するためには、一人の社長に一人の従業員でも自立できる体制が必要です。現在では、中小企業が自立するため、企業規模が大きくなることがどうしても必要

12	であるといわれています。それだけ、知財を使いこなすためには人、金、情報の力が求められるということです。知財を事業に生かす必要が生じるには、事業自体の内容が技術的に開発段階に進んでいなければなりません。通常、開発には、事業の中にゆとりが生まれていなければ、始まりません。通常業務が順調に行き、この企業規模が拡大してゆとりが生まれる段階になって、当面の利益を生まない技術開発に入れるのです。このような段階に入ることが極めて少ない中小企業の多くは、人、金、設備、情報など不足しているし、これらを全部完備することは事業体にとって現実的ではありません。 そこで、インフラとして、このような不足部分を補うシステム設計が必要であり、そのシステムが現実的に円滑に運用されるよう支援する体制のより充実化が求められています。現実的に少なくとも次のような問題を上げることが出来ます。 <table border="0"> <tr> <td>先行技術調査</td><td>資金不足、人材不足、知識不足、熟練度が低い。 電子図書館のデータベースを十分使いこなせない。</td></tr> <tr> <td>出願</td><td>年に1件あればよい方。それに費用はかけられない。 出願が登録になるまでの費用負担に耐えられない。 外国出願もする必要があるが、それに対応できない。</td></tr> <tr> <td>登録</td><td>活用するために年金管理が心配、費用が高む。 維持管理が難しい。</td></tr> <tr> <td>権利の利用</td><td>譲渡すれば、事業も譲渡しなければならない。 ライセンスはいつも不利な条件を強いられる。 質権設定は十分に価値評価ができず、不利な条件となる。 知財信託するには特許件数が少なすぎる。 知財評価の公正な基準がない。公示価格がない。 破産したとき、通常実施権の登録がなく対抗できない。</td></tr> <tr> <td>再投資</td><td>新規事業のシーズを発見できない。 MOTやMBA等の技術経営の知識が乏しい。</td></tr> <tr> <td>成熟期</td><td>次の技術開発や発明が生み出されないため、次第に衰退する。 ニーズとシーズのマッチングの困難さを克服できない。</td></tr> </table> E) 中小企業のMOTと知的財産の問題です。ある程度の規模を備えた企業はこれに積極的になれますが、中小企業の殆どは自分たちとはかけ離れた別世界のことで考えているようです。市販されているMOTの書籍も殆どが大企業の事例を取り扱い、中小企業がいかにMOTを生かせるか説明するものは極めて少ない。大学や情報提供者等が開催するMOT講座やセミナーも然りです。したがって、MOTに一人の社長が一人で取り組むことは出来ません。出来てもそれでは十分に自社の事業に反映できません。しかしながら、一人の社長も何人も連携すれば、一人でなくなります。したがって、『ネットを活用したMOTと知的財産活用の情報を無料で提供するインフラ』が必要です。MOTプラットフォームのサイトが運営されていますが、現在の内容では、大学や情報提供者等が開催するMOT講座やセミナーの宣伝媒体に利用されているにすぎません。もっと、中小企業を意識した内容も盛り込んで欲しいです。 F) 中小企業には個人事業者も多く、それらの事業主は知的財産の重要性を知っているが、それが現在の自分の事業と関係ない、若しくは、役立たないと考えているものが多い。しかし、インターネットを利用した情報社会になった今日、普通の個人でさえ、知的財産と関わりを持つようになっています。特に著作権や商標権と関わる事例は後を絶ちません。ある英語サービスのSOHO事業主が、自店のホームページに自分の名前を入れて立ち上げ運営したところ、大手の教育支援事業者から、商標権侵害の警告を受けた。個人が私的に自分のホームページを開設し趣味の写真を掲載したところ、著作権者から警告された。このようなことは日常茶飯事に起きている。このようなネット上のトラブルに関する問題を回避できる有益な情報を無料で発信するサイトを設営して欲しいです。これらのサービスを民間に任せるか、行政が支援するか政策の問題があると思いますが、少なくとも、基本的なルールを網羅的に複数の法律にまたがって解決を導き出せるシステムを公器として設けるべきだと考えます。 G) 政府の戦略的技術に関して知的財産をどう活用できるか、又はすべきかの情報を中小企業にとっても利用しやすくして欲しい。戦略的先端技術を開発するためには、資金と専門・専用機器や専門知識・情報、人材が不可欠です。これらが不足している中小企業でもこれらの技術開発に参加できる産学連携をより円滑に且つ活発にする仕組みが必要だと考えます。 H) 地方自治体は知的財産戦略を取り入れていない団体がまだまだたくさんあります。しかも、地方に行けば行くほど、介護や福祉に力を入れているが、地域産業の振興については国や県任せ、自分たちの市や町の企業を支援するところは少ない。地域ブランドで町興しをしている地域もありますがまだまだ少ないと思います。地方は今、合併による合併債を当てにしています。地	先行技術調査	資金不足、人材不足、知識不足、熟練度が低い。 電子図書館のデータベースを十分使いこなせない。	出願	年に1件あればよい方。それに費用はかけられない。 出願が登録になるまでの費用負担に耐えられない。 外国出願もする必要があるが、それに対応できない。	登録	活用するために年金管理が心配、費用が高む。 維持管理が難しい。	権利の利用	譲渡すれば、事業も譲渡しなければならない。 ライセンスはいつも不利な条件を強いられる。 質権設定は十分に価値評価ができず、不利な条件となる。 知財信託するには特許件数が少なすぎる。 知財評価の公正な基準がない。公示価格がない。 破産したとき、通常実施権の登録がなく対抗できない。	再投資	新規事業のシーズを発見できない。 MOTやMBA等の技術経営の知識が乏しい。	成熟期	次の技術開発や発明が生み出されないため、次第に衰退する。 ニーズとシーズのマッチングの困難さを克服できない。
先行技術調査	資金不足、人材不足、知識不足、熟練度が低い。 電子図書館のデータベースを十分使いこなせない。												
出願	年に1件あればよい方。それに費用はかけられない。 出願が登録になるまでの費用負担に耐えられない。 外国出願もする必要があるが、それに対応できない。												
登録	活用するために年金管理が心配、費用が高む。 維持管理が難しい。												
権利の利用	譲渡すれば、事業も譲渡しなければならない。 ライセンスはいつも不利な条件を強いられる。 質権設定は十分に価値評価ができず、不利な条件となる。 知財信託するには特許件数が少なすぎる。 知財評価の公正な基準がない。公示価格がない。 破産したとき、通常実施権の登録がなく対抗できない。												
再投資	新規事業のシーズを発見できない。 MOTやMBA等の技術経営の知識が乏しい。												
成熟期	次の技術開発や発明が生み出されないため、次第に衰退する。 ニーズとシーズのマッチングの困難さを克服できない。												

12	方の地域も自立した経済を確立することが求められています。地方の経済的な自立は、知的財産によって可能だと考えます。一地方が独自に自立した経済圏を確立し、それによって、財源を得て、福祉や教育を豊かにしてゆくことあるべき方向だと考えます。そのために、政府は市や町レベルでも、知的財産を重視し、町興しの政策を柱に据えるべく、市や町に知的財産本部の設立と運営を義務付けるべきです。
13	当職は、北陸地方の福井県で特許事務所を営んで三十数年になる弁理士であります。2005年3月15日に公表された知的財産戦略推進事務局の『中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策(案)』における“2 保護分野”の(3)(イ)「中小・ベンチャー企業の負担の軽減」＜出願に係る費用負担の軽減、手続の簡素化＞の①の枠内の中に、「特許庁は、日本弁理士会に対し、中小企業の個別の事情を考慮し、費用やサービスその他の面で適切な配慮を払うよう促す」べきであるとの趣旨の提言がなされているが、中小・ベンチャーを相手に特許出願など知財サービスを常軌的に提供している弁理士の置かれた実情に対する理解が欠如しているので、以下のとおり、意見を申し述べます。 記 1. 特許出願に伴って出願人が負担すべき費用(特許出願費用)当職は、“福井県知的財産活用プログラム策定委員会”の委員やその他技術開発関係の委員会の委員、発明協会福井県支部の役員、商工会議所、商工会の専門相談、そして技術アドバイザーやエキスパート相談員を引き受けているところ最近、これらの活動の際に、弁理士報酬が高過ぎ特許出願費用が嵩んで企業の知財活動が制約されるという批判・苦情が寄せられることがある。ところが、これらの批判・苦情は、多分に弁理士に対する誤解と特許庁費用に対する無理解に基くものが殆どである。我々弁理士の発行する請求書中には、代理人の報酬と弁理士立替の特許庁費用とが併合して記載されてあるため総計としての支払額が高額となり、全額が弁理士報酬と思込まれてしまうことによる。我々弁理士にとっては常識ではあるが、特許出願費用は、大まかに分けると、特許庁に納付すべき税金的性質の特許庁費用と、代理人に依頼した場合に必要な弁理士報酬とを含んでいるのであり、この内訳については事ある毎に出願依頼人に説明しているのではあるが、その詳細は直ぐに忘れられてしまう。総計としての支払金額が出願依頼人側からみると相当に高く、その印象だけが脳裏に深く刻み込まれるからである。しかし実際には、特許出願費用の中で、出願依頼人にとって大きい費用項目は特許出願の可否の審査を受けるうえに不可欠の“審査請求料”と、着手金としての“弁理士報酬”なのである。 ちなみに、審査請求料は基本料金の168,000円と、請求項の数に4,000円を乗じた金額とを合算した金額となる。請求項の数を平均5つと仮定すると、審査請求料として一般的に188,600円が必要である。これに対し、弁理士費用は、着手金の基本料金が180,000円、加算額が請求項の数に10,000円を乗じた金額であり、請求項の数を5つとした場合、230,000円となる。換言すると、出願依頼人は特許出願に際して、次式に示す金額を出費せねばならないから非常に重い負担感を持つのであるが、その特許出願費用の半分近くは税金的性質の特許費用であって、総額に占める割合は、次式に示すとおり、非常に大きい。 特許出願費用：434,600円＝ 特許庁費用(<出願料>16,000円+<審査請求料>188,600円)+代理人費用(230,000円) 2. 民事訴訟事件の貼用印紙額との比較 特許出願1件につき必要な特許庁費用(印紙代)は、請求項の数を平均5つとすると、出願手数料(16,000円)+審査請求料(188,600円)であるから、合計で204,600円となる。ところで、この204,600円という金額は、民事訴訟事件の貼用印紙額に対応する訴額でみると“46,750,000”となる。通常、特許権侵害差止請求事件は、低減率(1/8)が乗じられているから、規模としては3億7千4百万円の訴訟事件に相当することになるのである。ちなみに、特許権侵害訴訟は、通常、3名の裁判官からなる合議体によって慎重に審理され論理的にも精緻な判決として示されることと比較してみれば、たゞ1名の審査官が審査し簡略な査定書としてしか判断理由が示されない実態に照らして、行政手続費用としての審査請求料が如何に高額であるかは一目瞭然である。そして、このように審査請求料が高額化したのは平成16年4月1日からの特許出願であって、それまでは97,800円で済んだ。審査請求料の2倍強の引上げが中小企業の特許出願にブレーキとなっているのは事実であって、平成16年12月27日現在の特許出願番号が37万代であったが、その番号は平成15年度における10月末日の出願番号と大体同じであるところからみて、平成16年度は約2ヶ月分の出願件数の減少したことになる。如何に審査請求料の引上げが技術

13	開発に冷水を浴びせているか明らかであろう。 3. 弁理士報酬の問題 このように特許出願費用の約半分を占めている費用項目は、税金的性質の特許庁費用である。もっとも、国や地方自治体の行う公共サービスについては、当該公共サービスの利用により特別の利益を受ける者があるとき、この者にサービス経費の一部を負担させるのが公平の理念に適するという所謂“受益者負担の原則”の考え方もある。しかしながら、発明の保護奨励により産業社会の技術進歩を促進し、国内産業の発達に寄与するという公益実現を目的とする特許制度の趣旨に照らせば、仮にもし、特許出願の審査に要するコストが高くて赤字会計になることがあると仮定したとしても、その赤字を審査請求料の値上げによって補填しようというのは産業活動の萎縮を招くものであり、知財立国を国是とする日本国の基本方針に反する。特許庁の審査請求料は、裁判所における特許権侵害差止請求訴訟の貼用印紙額と比較して余りにも高過ぎるから改善すべきである。 他方、政府関係者の一部から弁理士報酬を引下げて中小企業の負担する特許出願費用を軽減すべしという声が上がっているとも聞く。しかし昨今、頻繁に法律改正が行われコンピュータ化・電子化が大掛りに進められ、そして知財保護に関して国際化も進展する情勢下にあつて、弁理士報酬額は、平成10年以来、一定水準に抑制されて引上げは行われていない。常に法律・技術上の知識と実務能力の維持研鑽が要請されている弁理士としては、現在程度の収入は専門的サービスの質を維持してゆくうえに必要不可欠の水準である。しかも、更に付言するならば、中小・ベンチャー企業は、経済的基盤も弱く、自己が営む事業に対する経営信念や事業に対する責任感の希薄な者も多数居り、手続を進める弁理士の立場においては常に踏み倒しについての危険負担も大きいことも事情として御理解戴きたい。 したがって、特許出願等費用の軽減化を実現するには、少なくとも中小企業における特許庁費用の負担、とりわけ審査請求料を軽減する以外に方法はないというべきである。換言すると、極端に高額化した審査請求料が特許出願など知的財産の蓄積努力に対する桎梏となっているのは事実であり、このまゝでは日本企業の技術力の進展は望めなくて国際水準から大きく後退することになり、将来に大きな禍根を残すおそれがあるので、せめて、中小企業や個人発明家、中小ベンチャーなどについては、小規模事業者である旨の宣誓書を提出するだけの簡便な手続で審査請求料金を半額に減額するといった思切った軽減措置が講ぜられるべきである。 さすれば、知的財産制度の利用について大企業と、中小・ベンチャー企業など小規模事業者との間の実質的公平も保つことができるというものである。
14	私の申し上げたい事は2, (3) (イ) ④に書かれていると思います。なお私なりの表現をしますと医者とか、技術士とか、建築士等は、それぞれ何が専門か明記されています唯一、弁理士と弁護士については、専門が何か分かりませんそのため出願に当たり弁理士に専門用語の説明に長時間を要しています。このような状況で出願内容を本当に理解されていないように思います。また最近では他の技術と融合した出願をお願いしましたが、さらに困難を実際に体験しています。是非、弁理士の専門が何かを一般に分かるようにして頂きたいと思います。
15	知的財産戦略本部の先導により知財関係の基盤、制度は十分過ぎるほど整備されており、問題点課題は全てこれら基盤なり制度を管理する者の運用面にある。そこには官主導による知財インフラの段階から民間主導の展開段階に来ているが、官（司法も含めて）主導がブレーキをかけている。以下に問題点とその解決方法を述べる。 1. 創造分野 大学、TLOの知財基盤を整備するために準公務員として知財アドバイザーを派遣しているが今回の専門調査会にて問題として打ち上げられたものの多くは、彼ら知財アドバイザーが職務として解決できる程度のものである。知財アドバイザー制度の見直しを早急にすべきである。 2. 保護分野 今回の専門調査会の「諸問題とその対応策」は中小企業のみならず日本の企業全般について当てはまることである。これらの問題点は各企業にその深刻度に強弱があり、対応に優先順位をつけることは難しい面もあるので、共通した且つ緊急なものについて述べる。 A. 出願人（権利者）が所有する発明・特許の価値、評価を客観的に認識するための支援策・従来技術を迅速に且つ安価なコストで調査できるシステムとしてIPDLが有るが、この問題点は公衆回線を使用しているから検索時間、データ量に大きな制約があり、調査ツールとしては全く不向きである。「民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム」の提案書にもあるが、「特許庁の検索ツール」の前面解放を行うべきである。国民の税金、更に出願人が負担してい

15	る高額な種々の特許手数料を投入して構築された巨大な特許データベースとその検索システムが国民に全く還元されていない。現在はIPCCと新たに設立された登録調査機関だけに限定している。特許庁は何故これを一般の出願人に公平に開放しない理由を説明すべきである。審査の迅速化、権利の安定性等の問題の根本は全て従来技術の把握の迅速性、精度に起因している。現在、特許審査の従来技術調査は100%をIPCCに丸投げしているから、既に特許庁自身が従来技術調査を放棄しているものでありこの現実を直視すれば、知財の受益者である出願人に従来技術調査を任せることである。そのために特許庁の検索ツールを早急に民間に開放して国民全体で問題の解決にあたるべきである。 B. 中小企業にたいする「知財のワンストップサービス」の支援策いわゆる知財サイクル（開発・発明―出願・権利化―保護・活用）を包括して中小企業にアドバイスできる組織・団体が必要である。弁理士は出願の明細書は書けるが、技術開発による発明の発掘はできない。発明を評価するための従来技術調査は民間の調査会社に依存している。弁護士は訴訟対応にしか関心がない。かように相談窓口がバラバラであるから、中小企業経営者は知財に対し無力感が生じる。経産省（特許庁）が準公務員として知財流通アドバイザー、検索アドバイザーを各地方公共団体に派遣しているが、彼らの役割には限界がある。このワンストップサービスを実現するには、弁理士、弁護士、調査機関が持つ専門機能を統合した機関法人が必要である。弁護士法、弁理士法を改正しこの対応策が実現するように政府に要請する。
16	1. - (1) - ② 「契約内容や契約実務における硬直的な運用を改め」の部分は事実と異なるので削除頂きたい。既に、積極かつ柔軟な取り組みを行っている大学では、中小ベンチャー企業に対して相手方の実情を配慮した柔軟な契約を実施しており、逆に中小企業やベンチャー企業から好評である。上記表現があることによって、既存の取り組みが大きな誤解を招く恐れがある。 1. - (1) - ③ 「実務マニュアル等の充実を図る」とあるが、この部分を削除頂きたい。産学連携に関する交渉・契約に関わる諸問題は複雑多岐に渡っており、究極的には1件ごとのケースバイケースで対応すべきものであるため、マニュアルでは到底解決しえない。逆に、マニュアルの存在によって新たに杓子定規な対応が発生する恐れが高い。むしろ、事例集を充実させるほうが望ましい。 1. - (1) - ④ 「政府は、参考のために・・・目安などを作成・公表する。」とあるが、「目安の作成・公表」については絶対に削除頂きたい。安易な目安の作成・公表は、契約交渉を硬直化させる恐れが極めて高い。既に業界によってはライセンス料率等について調査結果を公表しているところもあり、また、中小ベンチャー企業の中には知財価値評価をビジネスとしている企業もあり、そのような既存の調査資料やサービスの活用で十分こと足りる。現場の柔軟な交渉・契約の足枷になるようなことは絶対に止めて頂きたい。 1. - (1) - ⑤ 大学で秘密情報の管理を徹底させるのは結構だが、逆に企業側の誠実な対応を促すことも同時に盛り込んで頂きたい。たとえば、学生の就職活動中の面接の際に、企業の面接担当者がライバル企業のR&D情報を根掘り葉掘り聞き出そうと質問し、学生が「秘密保持義務を負っているので話せない」というまっとうな返事をしたところ、落とされてしまったという事例を1度ならず耳にしたことがある。企業側には、学生の就職活動に於いて当該学生が秘密保持義務を負っていることが不利にならないよう、十分に配慮頂きたい。
17	1 創造分野 (1) 産学連携における問題・障害の解決について ＜共同開発契約・開発委託契約の柔軟化＞ 雛形にそった硬直的な対応にならないよう、特に中小企業やベンチャーに対する優遇措置を取ることについてのガイドラインを策定し公表する。 たとえば、中小企業に対しては不実施保証を求めない、権利成立までは無償の独占実施を認める、など。 2. 保護分野 ＜知財尊重の徹底＞ 中小企業やベンチャーが金銭的な理由で権利行使をあきらめることがないように、故意侵害などの事件において、被告（侵害者）に対して弁護士費用負担をさせる制度を定める。弁護士費用の敗訴者負担についてはすでに議論がなされているところであるが、本提案は敗訴者ではなく、

17	故意の侵害者に対して、米国の懲罰的賠償に変わるものとして、弁護士費用の負担を認めるというものである。したがって原告（権利者）が敗訴した場合は、弁護士費用は各自負担の原則に従う。 故意または、取引における優位性を利用した技術盗用などについては、懲罰的賠償という提案もあるが、懲罰的賠償はわが国制度になじまないという意見もあり、弁護士費用の負担という形で解決するのが妥当ではないか。これにより、大企業などがいたずらに訴訟遅延させるような事例も抑制できると考えられる。
18	大阪の特許ベンチャービジネス企業です。2003年6月より4社とライセンス交渉しています。特に、日本を代表する大企業と当社携帯電話関連特許について2004年4月末より誠意を持って交渉してきましたが、いたずらに時間を費やすだけで、契約締結には至っておりません。当該大企業からの回答期限は2005年4月下旬ですが、その返答次第では5月末に当社代理人弁護士により特許侵害訴訟を提起する予定です。零細企業である当社は、大企業と比較して経済的に大変不利ですので、当社特許を担保として、弁護士費用や特許侵害訴訟費用の融資制度を大至急構築してください。なお、日本政府としての一方の企業（原告特許権者）のみを援助することができないのであれば、他方の企業（被告侵害者）にも何らかの融資制度を設ければよいだけで、この融資制度を構築できない阻害要件になりません。 零細企業の特許を無視する大企業体質を改善しなければ知的財産立国はありまませんし、侵害を得をこのまま放置すれば零細企業は潰れるだけです。
19	該当項目 1 (1) ② <u>＜契約の柔軟化＞</u> <u>原案</u> ②大学やTL0は、契約内容や契約実務における硬直的な運用を改め、中小・ベンチャー企業が対応しやすいよう、その実情に合った契約を柔軟に行うようにする。政府は、参考のために、大学やTL0で行われている契約の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。 <u>意見</u> 原案の下線部は、下記のような表現あるいは趣旨であることが望ましいと思う。 ②大学やTL0が中小・ベンチャー企業の実情に応じた柔軟な契約や契約実務を行うことは、<u>産学双方の利益になる。契約の弾力的な運用の多様な事例を収集・公表・意見交換をしようとする大学・TL0等の横断的な連携機関の活動を、政府は積極的に支援する。</u> <u>理由</u> 大学・TL0は、中小・ベンチャー企業だけでなく、知的財産に関する契約の柔軟性は産学間のWin-Win関係を実現するために必要不可欠である。従来の国立大学と産業界との契約では、国が定めたガイドラインに一律に各大学が従うという形となり、Win-Win関係構築の観点からみて硬直化していると判断される部分もあったと思う。国立大学の法人化に伴い、産学間のWin-Win関係が成り立つ柔軟な契約が可能になったにも拘わらず、契約における柔軟性が直には進まず、「横並び型」の硬直性が残っていたり、新たに別の硬直性要因が生まれている実態があるとしたら、それは残念なことである。 しかし、大学・TL0と企業との間での柔軟な契約とは、両者のWin-Win関係が成り立つ妥協点を探る交渉の結果として実現するものであって、大学やTL0も厳しい契約交渉の中で様々な経験を蓄積しつつある段階であろうと推測する。また、大学やTL0によっては、中小・ベンチャー企業との契約において大企業とは異なる対応を検討・実施しているものもあろう。特に、大学発ベンチャーなどではその傾向が強いと思われる。そうした大学・TL0の経験は、契約という性格から、むやみに公表できないものが大多数だろうが、一部には「概要」のみの公表なら可能なものもあろう。そうした公表可能な事例を出来る限り多く収集・公開し、大学やTL0間で説明と意見交換を行うことは、今後の産学連携の円滑化に大事なことであり、大学やTL0の自主的な情報交換活動を「日本版AUTM」のような機関が中心となって行うことは有意義なことと考える。しかし、もし国が直接的にこうした事例の収集と公開に関わるとなると、契約という純粋に当事者同士の事項に対して、ガイドライン的な“暗黙の見える力”が作用することを危惧する。 上記のような理由から、この種の契約問題に対しては、政府は、あくまでも大学やTL0の自主的な活動を支援する基本的な立場を保ち、間接的に大学やTL0間の情報交換や意見交換を行おうとする自主的活動を積極支援して、産学のWin-Win関係の構築を側面的に支援することが望ましいと考える。該当項目 1 (1) ③ <u>＜契約事務体制の強化＞</u> <u>原案</u>

19	③大学やTLOは、契約実務を行う事務職員、民間出身のアドバイザー等が、中小・ベンチャー企業の実情を踏まえた柔軟な契約実務を行えるようにする。そのため、契約実務に精通した者の雇用や実務マニュアル等の充実を図る。また、政府は、参考のために、対応事例集を作成・公表する。 <u>意見</u> 原案の下線部は、下記のような表現あるいは趣旨であることが望ましいと思う。 ③大学やTLOは、契約実務を行う事務職員、民間出身のアドバイザー等が、中小・ベンチャー企業の実情を踏まえた柔軟な契約実務を行えるようにする。そのため、契約実務に精通した者の雇用や実務マニュアル等の充実を図る。また、大学やTLOの横断的な連携機関等が行う契約実務に係る多様な事例の収集、情報や意見の交換に関する活動を、政府は積極的に支援する。 <u>理由</u> 上記①の意見とその理由に書いた趣旨と同様、個別の契約問題には、関係機関が公表可能な範囲で多様な事例収集や意見交換を自主的に行うことが望ましいと考える。すなわち、政府が契約実務に関して直接的に関与するのは避け、大学やTLOの自主的な事例の収集、情報交換や意見交換を、政府は、「日本版AUTM」などが自主的に行う契約実務に係る情報交換や意見交換、及び事例の収集などを間接的に支援することが望ましいと考える。該当項目 1(1)④ ＜契約料等の弾力化＞ <u>原案</u> ④大学やTLOは、中小・ベンチャー企業の実情や研究・技術移転の実態を踏まえて、ライセンス料・研究着手料やTLO会費等の設定を行う。また、政府は、参考のために、それらの事例や目安などを作成・公表する。 <u>意見</u> 原案の文章は削除し、＜契約の柔軟化＞の中に含めて取り扱うことが好ましいと考える。 <u>理由</u> ＜契約料等の弾力化＞は、＜契約の柔軟化＞の項に包含されるものであって、契約内容の細部に相当する契約料にまで、このような形で国がコミットすることは「過剰な干渉」と捉えられる可能性がある。 中小・ベンチャー企業の実情などに応じた大学やTLOの対応事例があれば、それは＜契約の柔軟化＞と併せて、中小・ベンチャー企業の実情に応じた多様な事例の紹介、情報交換や意見交換を「日本版AUTM」などの活動として行うことが望ましい。しかし、契約における契約料等は、民間企業同士の契約でも秘密が保持される事項であって、大学やTLOに契約料等の開示を求めても、契約料等の根幹部分の開示は拒否される場合が大多数だと思われる。 中小・ベンチャー企業の実情に応じた契約を実施しているか否かは、大学やTLOによっては開示できるだろうが、実施料といった契約の詳細に係る部分の開示をすることは、法的なトラブル等よほどの事情がない限り困難であろう。このように、＜契約料の弾力化＞の項に記載の原案文章が示している内容については、大学やTLOが何らかの形で考慮してよいことではあるが、原案文章の記載内容が実効性をもって実施されることは極めて困難だと思われる。 上記の理由から、＜契約料等の弾力化＞は、＜契約の柔軟化＞に包含させておくほうが好ましいと考える。
----	---